

第14章 歴史的文化的環境の保全

第1節 現 況

わが国の歴史を物語る史跡等の文化財は、府下各地域に多数存在し、その保護保存については、近年、環境保全という観点からも重要なものとなりつつある。

大阪は、古くから政治、経済の中心として発展してきたところであり、府域には、池上曽根遺跡、応神・仁徳陵古墳、難波宮跡、大坂城跡等、先人の活躍の跡とも言える歴史的、文化的遺産が豊富に存在している。その状況は、国及び府の指定文化財が1,159件、また、埋蔵文化財包蔵地は6,345件もの多くを保有している(表2-14-1)。

表2-14-1 大阪府下における指定文化財件数一覧

(平成4年3月31日現在)

国指定文化財			府指定文化財			埋蔵文化財包蔵地				
種 別	件 数		種 別	件 数		種 別	件 数			
有形文化財	建 造 物	5	有形文化財	建 造 物	51	古 墳	3,848			
	絵 画	9		絵 画	13	集 落	1,191			
	彫 刻	4		彫 刻	65	竊 跡	792			
	工 芸 品	25		工 芸 品	38	城 跡	121			
	書跡・典籍・古文書	16		書跡・典籍・古文書	5	寺 跡	223			
	考古資料	3		考古資料	35	宮 跡	10			
	重要文化財	建 造 物	81	民俗文化資料(有形)	6	民俗文化資料(無形)	9	そ の 他	160	
		絵 画	117		史 跡		48	計	6,345	
		彫 刻	102	名 勝	4	規則指定	重要美術品	7		
		工 芸 品	192	天 然 記 念 物	69		史 跡・名勝	2		
書跡・典籍・古文書		107	計	343	史 跡		27			
考古資料		24	重 要 美 術 品	7	名 勝		5			
歴史資料		1	計	41	合 計	384				
無形文化財		重要無形文化財	5	規則指定	史 跡	27	規則指定	史 跡	27	
		記録保存	1		名 勝	5		名 勝	5	
		民俗文化財	重要有形民俗文化財		4	規則指定		計	41	規則指定
重要無形民俗文化財	2		規則指定	合 計	384		規則指定	合 計	384	
記録保存	2			規則指定	史 跡			27	規則指定	
史跡	特別史跡	2			規則指定	史 跡		27		規則指定
	史 跡	63	規則指定			名 勝	5	規則指定		
名 勝	4	規則指定		天 然 記 念 物	69	規則指定	天 然 記 念 物		69	
天 然 記 念 物	5		規則指定	計	343		規則指定	計	343	
選 定 保 存 技 術	1	規則指定		合 計	384	規則指定		合 計	384	
合 計	775		規則指定	合 計	384		規則指定	合 計	384	

(注)
 1. 国指定文化財とは、文化財保護法に基づく指定をいう。
 2. 条例指定とは、大阪府文化財保護条例による指定をいう。
 3. 規則指定とは、大阪府古文化財等保存顕彰規則による指定をいう。
 4. 国指定重要無形文化財のうち、総合指定1件、各個指定5件。

第 2 節 対 策

歴史的文化的環境を保全するため次の諸施策を実施した。

- (1) 国宝、重要文化財等の国（府）指定の文化財について、表 2-14-2 のとおり保存修理や防災施設の整備に対し助成した。

表 2-14-2 国宝重要文化財等保存事業件数（平成 3 年度）

区 分	件 数
国 宝	0
重 要 文 化 財	7
府 指 定 文 化 財	8
防 災 施 設	2
計	17

- (2) 地域における歴史的文化的環境の核として重要な史跡等については、市町村の行う公有化事業や環境整備事業に対し表 2-14-3 のとおり助成を行った。

表 2-14-3 公有化事業、環境整備事業助成件数（平成 3 年度）

区 分	件 数
公 有 化 事 業	13
環 境 整 備 事 業	7
計	20

- (3) 埋蔵文化財包蔵地内での開発工事について、事前に開発関係者と文化財保存について、協議を行い、文化財が不用意に失われることのないよう行政指導を進めた。なお、平成 3 年度の開発工事に伴う発掘届出件数は 7, 212 件であった。
- (4) 大阪府立弥生文化博物館等管理運営事業

大阪府域には弥生時代の遺跡や遺物が数多く存在する。弥生時代（約 2,300 年前から約 1,700 年前）は稲作と金属器の制作・使用が始まり、階層的な社会関係が展開し始めた時代である。そういった意味で弥生文化は、現在の日本文化を形作る歴史的な起点といえる。

この弥生文化を広く紹介すると共に、学習する場として、わが国有数の弥生時代の集落遺跡である「池上首根遺跡」の地に日本初の弥生文化に関する総合的博物館を建設し、平成 3 年 2 月に開館した。

本博物館は、弥生時代と現在を比較し、世界的にも位置づけてわかりやすく、親しみやす

い形で紹介するとともに、泉州を中心とした地域の歴史と文化の紹介を行い、弥生文化の学習、研修センターとしての機能を果たしていく。さらに歴史文化のストックを生かした街づくりに貢献すると共に、大阪のみならず近畿のアメニティーづくりの一環として利用されることを目指している。

このほか、発掘調査において出土した多数の遺物を計画的に整理し、泉北考古資料館、文化財資料展示室において展示公開し、歴史的文化的遺産についての認識を深めている。

(5) 近つ飛鳥博物館（仮称）の建設事業

古墳時代から飛鳥時代にかけての文化遺産に親しみ、わが国古代国家の形成過程と国際交流をさぐる施設として文化遺産の宝庫である「近つ飛鳥」の地に大阪府立近つ飛鳥博物館（仮称）を建設することとし、平成3年度から建築工事に着手している。

これは、河南町、太子町の一須賀古墳群の主要部29ヘクタールを保存し、府民に歴史と文化財に親しむいこの場を提供するために昭和61年6月に開園した「近つ飛鳥風土記の丘」と一体化した野外性をもった博物館として展示・公開することとしている。これにより歴史文化のストックを活かした街づくりに貢献するとともに、大阪のみならず近畿のアメニティーづくりの一環として利用されることを目指している。

(6) 伝統的建造物群保存事業

富田林寺内町は永録年間（1558～1569）、浄土真宗興正寺別院を中心に開発された宗教自治都市であり、江戸時代は在郷町（農村部における商業の中心）として発達した。近世寺内町の町並みをほぼ残し、江戸から明治に至る漆喰塗りの商家が多数残り、全国的にも価値の高い歴史的景観を呈している。

富田林市においては昭和62年4月に富田林寺内町地区町並保全要綱を制定し、同年から保存整備を実施しているところであるが、本府においても当地区が近い将来国の重要伝統的建造物群の選定を受け保存されるように、平成元年度から当事業に対し助成しているところである。

(7) 史跡等活用特別事業（ふるさと歴史の広場）

史跡海会寺跡（泉南市）、同黒姫山古墳（美原町）について史跡の活用を主眼とした整備を平成3年度から5年度にかけて行うこととしている。これは、発掘された遺構の露出展示、建物の実物大復元、ガイダンス施設の建設など、一般整備に比して活用という面をより強力に打ち出したものである。

すでに失われてしまった建物や普段見ることのできない地下の遺構等を実物大復元や露出展示によって体感し、ガイダンス施設によってその理解をより深めることができる。また、当該施設が府民のいこの場となるよう設計されている。